

難病法（54）公費・小児慢性特定疾患（52）登録方法（医療保険）

【登録方法】

① 公費負担者番号・受給者番号を登録します。

② 公費の有効期間は支払い額を管理するため1ヶ月毎に登録します。

※実際の有効期間ではありません。ご注意ください。

③ 難病法（54）の登録の場合は制度12、小児慢性特定疾患（52）は制度11を選択します。

④ 月末に利用者請求額がわかり次第、支払い額に登録します。

※月の自己負担限度額（上限）ではなく、実際に利用者請求する金額に登録します。

■利用者請求が発生しない場合

支払い額は0円にします。

（自動で0円となる為登録は不要です。）

■利用者請求が発生する場合

その月に実際に利用者請求する金額に登録します。

（登録する金額についての詳細はP.2を参照してください。）

【 支払い額に登録する金額について 】

(1) 当月の利用者請求で発生する金額を確認します。

※公費 1 種適用の場合に限ります。その他の公費併用時は特殊ケースとなりますのでこの限りではありません。詳細は厚労省記載要領をご確認ください。

● 難病法 54

9 割保険給付→総額の 1 割

8 割及び 7 割保険給付→総額の 2 割

● 小児慢性特定疾患 (52) の場合

総額の 2 割

※保険給付のみで 9 割というケースがあった場合はお問い合わせください。

(2) (1) で確認した金額と自己負担上限管理票の残金 (事業所で請求できる金額) を比べます。

① (1) の金額よりも自己負担上限管理票の残金が少ない場合

→ 自己負担上限管理票の金額を登録します。(10 円単位)

② (1) の金額と自己負担上限管理票の残金が同じまたは多い場合

→ (1) で計算した金額を登録します。

※レセプトの公費一部負担金額に記載する金額については、その他公費の併用、高額療養費現物給付の有・無により 10 円単位 (端数四捨五入後)、1 円単位 (端数四捨五入前) と端数処理方法が変わります。詳細は厚労省記載要領をご確認ください。

■レセプト記載について■

レセプトの公費一部負担金額の欄には、基本的に公費の支払い額に登録した金額が反映されます。

記載する金額については、ケースにより実際の利用者請求額以外の金額を記載することもあるため、厚労省記載要領を必ずご確認ください。

※レセプトの公費一部負担金額の欄にご希望の金額が反映しない場合は、ヘルプデスクまでご連絡ください。

⑤ レセプト特記事項欄の所得区分を確認します。

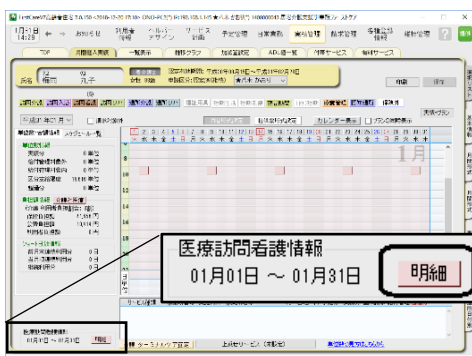
月間個人予定・月間個人実績画面「療養費明細書情報」の 26 区ア～30 区オを選択してください。

※H30 年 8 月より 70 歳以上の方の療養費明細書の特記に記載する所得区分が細分化されました。

(70 歳未満の方は今までと変更はありません。)

※スケジュールを前月から複写で作成した場合は、必ず特記を確認し、必要に応じて修正を行ってください。

▼月間個人予定・月間個人実績画面 左下[明細] クリックし特記を確認



※明細ボタンクリックすると表示される[療養費明細情報]の特記

療養費明細書情報

利用者名 板橋 元

職務上の事由
 なし 1職上 2.下3 3通災

特記

<input type="checkbox"/> 01公	<input type="checkbox"/> 02長	<input type="checkbox"/> 04後保	<input type="checkbox"/> 10第三
<input type="checkbox"/> 16長2	<input type="checkbox"/> 17上位	<input type="checkbox"/> 18一般	<input type="checkbox"/> 19低所
<input type="checkbox"/> 20二割	<input type="checkbox"/> 21高半	<input type="checkbox"/> 26区ア	<input type="checkbox"/> 27区イ
<input checked="" type="checkbox"/> 28区ウ	<input type="checkbox"/> 29区エ	<input type="checkbox"/> 30区オ	